

水産改革に関する提言

平成30年12月21日

規制改革推進会議 水産ワーキング・グループ

世界の魚介類の消費総量が大きく増加する中、日本産の付加価値の高い魚介類への需要を喚起し、輸出を伸ばすことは水産業の成長産業化に必須である。今般の水産改革法案は、科学的知見に基づく水産資源管理制度を確立し、生産性向上のために漁業許可制度を見直し、養殖・沿岸漁業の発展のために海面利用制度を見直すなど、水産政策の抜本的な改革を行うものであると規制改革推進会議として評価をしている。

ただし、改革の趣旨を実現するためには、法案の成立にとどまらず、水産業の現場において、地域の実情を踏まえながら透明性の高い運用が行われるよう、国が現場のマニュアルとなる明確な基準を設けることが重要である。

そこで、改正法の運用のあり方等について、規制改革推進会議におけるこれまでの議論を取りまとめ、以下のとおり提言する。

1. 国及び都道府県の責務の明確化

改正法においては、国及び都道府県が「漁業生産力を発展させるため、水産資源の保存及び管理を適切に行うとともに、漁場の使用に関する紛争の防止及び解決を図るために必要な措置を講ずる責務を有する」と規定されている。この規定は、新規参入者と既存漁業者との間の紛争の未然防止のために、国及び都道府県が不透明な事前調整を行うことを求めたものではなく、客観的な基準に基づいて公平に紛争の解決を行うことを求めたものであると理解される。この理解の基に改正法の運用を行うことが必要である。

2. 資源回復に向けたロードマップの策定

資源回復のためには、漁獲可能量や個別割当の決定にとどまらず、魚種ごとの資源回復に向けた明確なスケジューリングと具体的な対策の検討及び資源回復の進捗の管理が有効である。

また、最大持続生産量たる目標管理基準値に資源量を回復させることが目標であることに鑑みると、上記資源回復の対策を講じる対象となる魚種は、資源量が限界管理基準値を下回るもののみならず、目標管理基準値に達しない魚種も含まれる必要がある。したがって、以下のとおりの措置を講ずべきである。

- (1) 魚種ごとの資源回復に向けたスケジュール、具体的対策等を定めたロードマップの策定を行うこと
- (2) (1) のロードマップの策定を行う対象については、目標管理基準値を下回る全ての魚種とすること

3. 水産物及び漁業生産資材の流通に関する総点検

漁業生産資材や水産物の流通に関して、例えば、既存の流通業者が漁業者や新規流通業者から「みかじめ料」を徴収したり、餌費用に関する金融機能不全を背景に、一部の餌問屋が協定価格を定め、養殖業者の餌代の肩代わりを行う見返りに本来より高い餌代金を生産物原価として定め利益を確定した上で、養殖業者が生産した養殖魚の販売に関する販路や相場をコントロールするなどの行為があることが指摘されている。これらは独占禁止法に抵触するおそれがあることから、対策を講じる必要がある。したがって、以下のとおりの措置を講ずべきである。

また、今後、国内水産物の漁獲証明にかかる法整備がなされる中、国内水産物の附加価値の向上に併せて、国内外のIUU漁業の排除に向けた取組が早急になされる必要がある。

- (1) 水産物及び漁業生産資材の流通に関する実態の調査を行うこと
- (2) 不適正な取引を未然に防止するため、「取引適正化のためのガイドライン」を策定する、あるいは流通業者等に「取引適正化のための自主行動計画」の策定を働きかけること
- (3) (1)の調査の結果、独占禁止法上問題のある実態があった場合は、公正取引委員会と連携して是正を図ること
- (4) 一部の餌問屋による独占禁止法に抵触するおそれのある行為を防止するため、餌費用に対して適切な融資が可能となる金融制度の構築を早急に検討すること。
- (5) 輸入水産物のトレーサビリティの確保に向けた取組を行うこと。

4. 生産性の高い許可漁業の推進

改正法では、許可漁業における許可又は起業の認可の適格性について生産性の有無を判断基準にすることは評価できる。しかし、この判断基準は透明かつ明確でなければならない。また、判断基準の明確化にあたっては、許可漁業の漁業種類や魚種によって漁獲量や漁獲高等が大きく異なることや、許可漁業は相対的に漁獲量が多いために資源管理への影響が大きいことを考慮する必要がある。したがって、以下のとおりの措置を講ずべきである。

- (1) 許可又は起業の認可の適格性についての判断基準である、「漁業を適確に営む生産性」の判断基準について、漁業種類・魚種ごとに明確化すること
- (2) 農林水産大臣は、「国際的な枠組みにおいて決定された措置の履行その他漁業調整のために必要があると認めるときは、許可を受けた者に対し、衛星船位測定送信機その他の農林水産省令で定める電子機器を当該許可を受けた船舶に備え付け、かつ、操業し、又は航行する期間中は当該電子機器を常時作動させることを命ずることができる」とこととしている。漁業調整のためには、漁獲報告の迅速化や報告内容の正確性の向上が特に必要であり、また漁業者の負荷軽減のためにも漁獲報告の電子化が望ましいことから、たこつぼ漁業や潜水器漁業など衛星船位測定送信機の備え付けに明らかになじまないものを除き、原則全ての許可漁業について漁獲報告の電子化・VMSの備付けの義務化を行うこと

5. 海面を最大限活用しうる仕組みの確立と、漁業権制度の運用の透明化

養殖業をはじめとする漁業権漁業についても、生産量は漁業生産量全体の傾向同様に、過減の傾向にある。漁業権漁業の持続性の確保のためにも、漁場の適切かつ有効

な活用が必要であり、意欲と能力ある者が漁業権漁業への新規参入を行う機会を得るとともに、既存の漁業者も生産性の向上を図ることができるような環境を整備する必要がある。したがって、以下のとおりの措置を講ずべきである。

- (1) 農林水産省は、漁場の有効活用を図るために現在の漁業権設定状況が一目で解る漁場マップを策定し、公開すること
- (2) 漁業者が自主的に漁場を有効活用できるよう、都道府県知事が漁場の適切かつ有効な活用を行っていると公平かつ公正に判断することができるよう基準を明確化し、技術的助言として発出すること。特に、「合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していない」場合について、どのような場合が該当するのか具体的な事例に即して明らかにすること
- (3) 漁業権制度の運用に関し、都道府県知事に対する、利害関係人や海区漁業調整委員会の意見が、新規参入者の参入を不当に制限することのないよう必要な対策を講ずること
- (4) (1) の漁場マップの策定についての調査に加え、調査開始から 5 年後までに新たに漁場として設定された事例、また廃止された事例とその理由、既存漁業者及び新規参入者それぞれの申請に対する認定率や、当該認定がなされなかった理由について調査・公表の上、漁場の活用状況に関する KPI を設定し、適切な政策を講ずること
- (5) 新規に沖合の区画漁業権について免許を付与できるように、省庁及び都道府県が一体となって短期間で手続きが終了するよう取り組むこと

6. 漁業者の所得向上に向けたコンプライアンスとガバナンスの強化

今般の法改正により、漁業協同組合（以下「漁協」という。）は、沿岸漁場管理、漁業者の所得向上等の公的な役割を担うことが明確化された。このような公的役割を担うためには、漁協自らがコンプライアンス、ガバナンスの両面において透明性の高い組織であることが求められる。したがって、以下のとおりの措置を講ずべきである。

- (1) 漁協の販売手数料、漁場行使料、協力金、寄付金等、全ての収入内容と、全ての支出内訳、役職員数等、漁協の経営状況等につき実態を調査・公表の上、漁協の経営に関する KPI を設定し、適切な政策を講ずること
- (2) (1) の調査の結果、独占禁止法上の問題が明らかになった漁協については、公正取引委員会と連携して是正を図るとともに、必要に応じ水協法に基づく措置を講ずること

以上